

# 第 30 回 KYC SPRING REGATTA 2025

## オープンヨットレース 帆走指示書(SI)

[NP]の表記は、艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これは、規則 60.1(a)を変更している。

[SP]の表記は、レース委員会が審問なしに標準ペナルティーを適用することができることを意味する。レース委員会は、抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。

### 1. 適用規則

1.1 本レガッタは『セーリング競技規則』(2025-2028) (以下 RRS)に定義された規則を適用する。

1.2 レース艇以外の船舶との規則は海上衝突予防法、港則法を適用する。

1.3 レース公示と帆走指示書の間に矛盾が生じた場合には、帆走指示書を優先する。

### 2. 帆走指示書の変更

2.1 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の 09:00 までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の 17:00 までに掲示される。

### 3. 選手とのコミュニケーション

3.1 公式掲示は、関西ヨットクラブ 1Fの南側テラス ウェットバーに設置する公式掲示板に掲示する。

3.2 レース・オフィスは関西ヨットクラブ事務局に位置する。電話: 0798-26-0691、email: [office@kyc.or.jp](mailto:office@kyc.or.jp)

3.3 レース委員会は、水上では VHF 無線チャンネル 72 で競技者をモニターし交信を行う場合がある。

3.4 レース委員会がゼネラル・リコール、又はリコール艇の呼び出を VHF 無線チャンネル 72 で行う場合がある。

3.5 [NP]各レースの予告信号から艇がフィニッシュラインから十分に離れる、または艇がレース中ではなくなるまでの間、緊急の場合を除き、音声やデータを送信してはならず、支援者との通信及びデータの送受信をしてはならない。ただし、3.3 項および 3.4 項の交信は除く。

3.6 [NP][SP]競技者への通告は、KYC オンライン掲示板(LINE オープンチャット)により公式掲示およびその他の通告等を発信する場合がある。右の QR コードから参加できる。艇の連絡担当者は参加するレースの開催日までに登録すること。

レース本部よりの発信専用とするので、こちらのオープンチャットへの投稿は禁止する。



[https://line.me/ti/g2/NA9FG.bVeGqQLiI0KYjZDJw0saUZ7tuOUwP2g?utm\\_source=invitation&utm\\_medium=link\\_copy&utm\\_campaign=default](https://line.me/ti/g2/NA9FG.bVeGqQLiI0KYjZDJw0saUZ7tuOUwP2g?utm_source=invitation&utm_medium=link_copy&utm_campaign=default)

### 4. 行動規範

4.1 競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。

### 5. 陸上で発せられる信号

5.1 陸上で発せられる信号は、クラブハウス2F テラスのフラッグ・ポールに掲揚される。

5.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号「回答旗」の中の「1 分後」を「30 分後以降」に置き換える。

### 6. レース日程

## 6.1 レース日程

3月9日(日)	09:20-09:40	受付・出艇申告 (KYC ウェットバー)
	10:55	予告信号予定時刻(ショートディスタンス)
	16:00～	表彰式 (KYC 2F)

## 6.2 1レースを予定する。

## 7. クラス旗

7.1 クラス旗は KYC クラブ旗である。

## 8. レース・エリア

8.1 大阪湾、西宮防波堤沖海面とする。(SI 添付図 I <レース・エリア/レースコース図>参照)

## 9. コース

9.1 西宮防波堤沖海面のスタートライン(34° 39.6' N 135° 21.6' E 付近)から神戸沖マークに設定したゲート(34° 36.2' N 135° 17.6' E 付近)を經由して西宮防波堤沖海面のフィニッシュラインまでのコース

9.2 SI 添付図 I <レース・エリア/レースコース図>の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

9.3 神戸沖マークに設定したゲートは、B 点マーク付近のレース委員会の信号艇をスターボード・サイド、神戸沖マークの B 点のマークをポート・サイドに見て通過すること。

9.4 マーク位置は本 SI 及び見取り図に記載している座標位置から、当日の海象その他の理由により移動する場合がある。

## 10. マーク

10.1 マークはオレンジ色の直径約 1.5m、高さ約 1.5m のトマト型ブイを使用する。

## 11. 障害物

空番

## 12. スタート

12.1 レースは RRS 26 を用いてスタートさせる。

12.2 スタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端の A 点のマークのコース側との間とする。

12.3 スタート信号時に艇体がスタートラインのコースサイドにあり、その艇が特定される場合には、レース委員会は VHF チャンネル 72 でそのセイルナンバー、ゼッケンナンバーまたは艇名を送信するように努める。ただし、送信できなかったり、送信のタイミングが的確でなかったりしたとしても、救済要求の根拠にならない。これは RRS 62.1(a)を変更している。

12.4 スタート信号後 30 分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった(DNS)』と記録される。これは付則 A 5.1 と A 5.2 を変更している。

## 13. コースの次のレグの変更

13.1 マークの変更は行わない。

## 14. フィニッシュ

14.1 フィニッシュラインは、レース委員会の信号艇上にブルー旗を掲揚しているポールと、フィニッシュマークの A 点のマークのコース側との間とする。

14.2 コース短縮の場合、フィニッシュラインは、レースコミッティーの信号艇の S 旗を掲揚したポールとコースの最も近いマークのコース側との間とする。

## 15. ペナルティー方式

空番

## 16. タイム・リミット

16.1 タイム・リミットは 15:00 とする。

16.2 タイム・リミットまでにフィニッシュしなかった艇は審問なしにフィニッシュしなかった (DNF) と記録される。これは規則 35 と A4 を変更している。

## 17. 審問要求

17.1 抗議締切時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースは行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 90 分とする。時刻は公式掲示板に掲示される。

17.2 審問要求の様式は、関西ヨットクラブにあるレース・オフィスで入手できる。

17.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。審問は、関西ヨットクラブにあるプロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。

## 18. 得点

18.1 得点方式は、各艇の所要時間に KYC の定めるレーティングに各種ボーナス係数を乗じた修正時間により決定した順位に対して低得点方式に従った得点が与えられるものとする。修正時間は小数点以下を四捨五入して秒単位までを計算する。

18.1.1 各ボーナス係数は以下の通りとする。

- ・ダクロンメイン: 1% ・メインファーラー: 5% ・ブームファーラー: 2% ・ダクロンジブ: 1%
- ・ジブファーラー: 4% ・ノンポール(ステムより前側でのシーティングはポール有りのみ): 1%
- ・アイポイント超のスピン/ジェネカーハリヤード: -1% ・ノンスピン/ノンジェネカー: 5%
- ・ソリッドペラ: 10% ・ダブルハンド: 3% ・電動ウインチ使用: -1% ・水上係留艇: 3%
- ・船齢 1 年につき: 0.2% (最大 6%)

18.2 レースの成立をもってシリーズの成立とする。

## 19. [NP]安全規定

19.1 参加艇(物理的に取付が出来ない艇を除く)は、貸与されたゼッケンを両舷の上段のライフラインの船首に寄せた位置に見えやすい様に取り付けなければならない。

19.2 オープンヨットレースのみにエントリーしている参加艇は、貸与された黄色旗をバックステーのcockpitフロアより 1.7m 以上高い位置に取り付けなければならない。

19.3 個人用浮揚具は全ての着衣の上に装着しなければならない。

19.4 スタートしない艇、またはリタイアした艇は、速やかにレースコミティーの運営艇に VHF 無線チャンネル 72 を使用して連絡、またはレース本部(KYC 事務局 0798-26-0691)に連絡しなければならない。

## 20. 乗員の交代と装備の交換

空番

## 21. 装備と計測のチェック

21.1 艇または装備は、クラス規則、レース公示および帆走指示書に適合しているか、いつでも検査されることがある。

## 22. チャーターまたは借用艇

空番

## 23. 運営艇

23.1 運営艇は OFFICIAL 旗を掲揚する。PROTEST 旗、JURY 旗、PRESS 旗を掲揚している艇も運営船である。

## 24. 支援者艇

空番

## 25. ごみの処分

空番

## 26. [NP]停泊

26.1 艇は指定された場所に係留すること。係留場所については新西宮ヨットハーバー(0798-33-0651)に係留場所を確認すること。隣に契約艇がある場合、もやいロープを元の通りに戻すこと。

## 27. [NP]上架の制限

空番

## 28. 潜水用具とプラスチック・プール

28.1 シリーズ最初のレースの準備信号から大会終了までの期間、水中呼吸器具、プラスチック・プールまたはそれらに類するものは、キールボートの周辺では使用してはならない。

## 29. 賞

29.1 賞を次のとおり与える。

29.1.1 第1位より第3位までの艇に賞品を授与する。

29.1.2 飛び賞景品を授与する。

## 30. リスク・ステートメント

30.1 RRS.3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任はその艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変

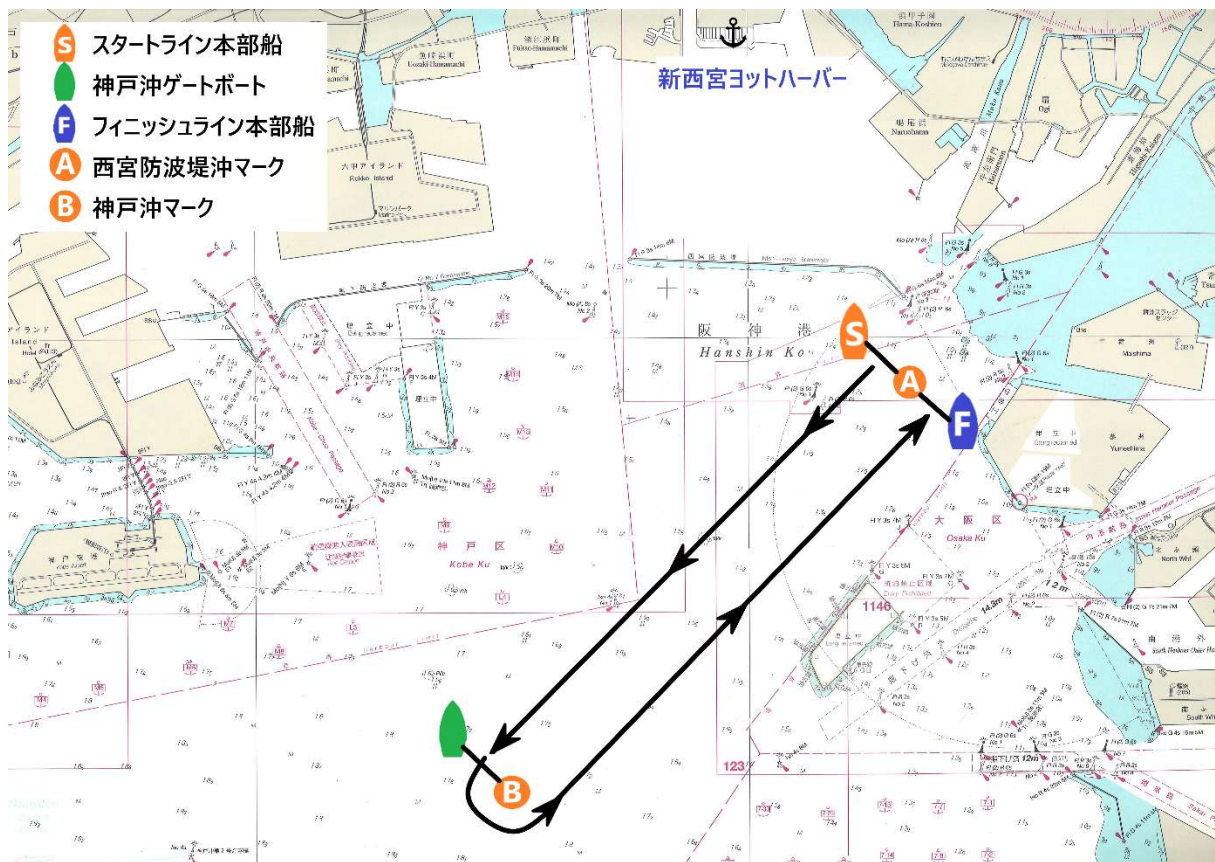
化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

30.2 この大会の競技者は、自分自身の責任で参加する(RRS 3『レースをすることの決定』参照)。主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物的損害または人身傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

### 31. 保険

31.1 参加艇は、レース中も担保される賠償責任、搭乗者傷害、捜索救助費用を満たすヨット保険に加入していなければならない。

NoR 添付図 I <レース・エリア/レースコース図>



#### 各マーク位置

A 点 西宮防波堤沖マーク (オレンジ色ブイ)	34° 39. 6' N	135° 21. 6' E 付近
B 点 神戸沖マーク (オレンジ色ブイ)	34° 36. 2' N	135° 17. 6' E 付近

※上記に示す各マークと本部船位置は、緯度経度及び縮尺を正確に反映した図ではない。